

# 業務の運営に関する規程

株式会社ハウゼ

## 第1：求人

1. 弊社は、国内の全職種、いかなる求人の申込についてもこれを受理します。ただし、その申込内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申込は、求人者、もしくはその代理人が所定の求人票に記入して行うものとします。緊急の必要があるときは電子メール電話等による申込みで行うことも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

## 第2：求職

1. 弊社は、国内の全職種、いかなる求職の申込についてもこれを受理します。ただし、その申込内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職の申込は、所定の求職申込書に記入して行うものとします。

## 第3：紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力ご紹介いたします。
2. 求人の方には、ご希望に適合する求職者を極力ご紹介いたします。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. いったん求人、求職の申込を受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
5. 弊社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業場閉鎖の行なわれている間は求人者に、紹介をいたしません。
6. 就職が決定しましたら求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、成功報酬にかかる紹介手数料を申し受けます。

## 第4：その他

1. 弊社は、職業安定機関およびその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 弊社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から弊社に対して、その報告をしてください。また、弊社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から弊社に対して報告してください。
3. 弊社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 弊社は、求職者又は求人者に対し、その申込の受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
4. 弊社の取扱業務範囲は、国内の全職種です。
5. 弊社の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。弊社の業務は、すべて職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ねください。